

# 一般社団法人日本頭痛協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人日本頭痛協会と称し、英文では Japan Headache Association (略称：JHA) と表記する。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所をさいたま市中央区本町東六丁目11番1号 埼玉精神神経センターに置く。

### (目的)

**第3条** この法人は、頭痛医療に対する社会の理解を深めるため、啓発および教育活動を行い、国民の健康、福祉を増進することを目的とする。

### (事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民に対し、頭痛に関する正しい知識を普及させるための講演会、市民講座、勉強会などの開催
- (2) 医療関係者、医学教育機関、医学会、行政およびメディアに対し、頭痛医療の必要性と進歩を広報するための活動
- (3) 一般社団法人日本頭痛学会との共同活動および国外の頭痛関連組織との協力活動
- (4) 頭痛に関する調査・研究
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

**第5条** この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の運営に参画するために入会した医療従事者、頭痛関係者、市民
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が企画する事業に参加するために入会した医療従事者、頭痛関係者、市民
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員とする。

#### (入会)

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、所定の手続きにより申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

**2** 一般会員または正会員として入会した者は、理事会の承認を得て、それぞれ正会員または一般会員となることができる。

#### (会費)

**第7条** 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

#### (会員の資格喪失)

**第8条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

**第9条** 会員は、退会届をこの法人の事務局に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経たうえ、総会の決議によって、除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

#### (会員資格喪失に伴う権利および義務)

**第11条** 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

**2** この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員等

#### (種類および定数)

**第12条** この法人に、次の役員を置く。

- |    |      |
|----|------|
| 理事 | 3名以上 |
| 監事 | 1名   |

2 理事のうち1名を代表理事、1名を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、理事会の推薦により総会の決議によって選任する。

2 代表理事および専務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、この法人の総務、庶務、会計、渉外等の業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務ならびに財産および会計の状況を監査すること。

(3) 総会および理事会に出席し、意見を述べること。

(4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第17条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の活動に随時助言を与える。

4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第19条 役員および顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 社員総会

(種類)

第20条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会の2種とする。

2 この法人は前項の総会をもって法人法に定める社員総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任および解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の事業報告および決算報告

(4) 会費の金額

(5) 会員の除名

(6) 解散および残余財産の処分

(7) 合併

(8) 理事会において総会に付議した事項

(9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項およびこの定款に定め  
事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎事業年度終了後6ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を経たうえ、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第26条 総会の決議は、法令に定めるもの除き、総正会員の3分の1以上が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、議長または他

の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更および廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および専務理事の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに署名しなければならない。

## 第6章 会計

(事業年度)

**第35条** この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(財産の管理・運用)

**第36条** この法人の財産の管理・運用は、代表理事が理事会の議決のもとに行う。

(事業計画および収支予算)

**第37条** この法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経たうえ、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

**2** 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

**3** 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(事業報告および決算)

**第38条** この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書および計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時総会において承認を得るものとする。

(剰余金の分配)

**第39条** この法人は、剰余金の分配は行わない。

## 第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第40条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第41条** この法人は、総会の決議によって解散することができる。

(残余財産の処分)

**第42条** この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議によりこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第8章 情報公開

(公告)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 補則

### (委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第10章 附則

### (法人の成立)

第45条 この法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

### (最初の事業年度)

第46条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

### (設立時社員)

第47条 第5条第2項の規定にかかわらず、この法人設立時社員は、次のとおりとする。

設立時社員	(住所)	記載省略
	間中	信也
設立時社員	(住所)	記載省略
	坂井	文彦

### (設立時役員)

第48条 この当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	間中	信也
設立時専務理事	坂井	文彦
設立時理事	間中	信也
設立時理事	坂井	文彦
設立時理事	北川	泰久
設立時監事	福内	靖男